

◇産業廃棄物適正処理推進センターの発足にあたって

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団理事長	太田 文雄
厚生省水道環境部長	浜田 康敬
(社) 経済団体連合会参与	太田 元
(社) 全国産業廃棄物連合会会長	國中 賢吉
建設九団体副産物対策協議会会長	坂本 健次

◇産業廃棄物適正処理推進センター指定までの経緯と概要

◇千葉県における不法投棄産業廃棄物の撤去事例の紹介
と実務上の諸問題

千葉県環境部 鈴木 重芳

◇行政情報

廃棄物処理法に基づく省令等の改正の概要

◇適正処理推進センターの指定申請を承認

—— 第22回理事会開催 ——

◇日本エコロジー社に決定

—— 平成9年度助成事業 ——

産業廃棄物適正処理推進センター の指定にあたって



(財) 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄

財団の産業廃棄物適正処理推進センターの指定にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

ご承知のように、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物であり、その処理は廃棄物を排出した事業者が自ら行うか、又は処理業者に委託して行うかのいずれかです。

産業廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物処理施設が必要ですが、その施設をめぐる地域紛争は、年々増え続け、最近の5年間で200件近く生じており、その設置は年々困難になってきております。

特に、最終処分場の新規設置件数は年々減ってくる傾向にあり、このまま推移すれば、21世紀はじめには、埋立の残余容量がゼロになるとも言われており、我が国の経済システムに支障を生じかねない状況にあります。

さらに、産業廃棄物の処理については不法投棄が後を絶たない状況にあり、厚生省の調べでも、平成7年度の投棄件数は680件、投棄量で44万tにのぼっているといわれています。これらの不法投棄は、生活環境上の大きな問題であると同時に、住民に産業廃棄物に対する不信感を生じさせる大きな原因となっています。

今回の産業廃棄物処理法の改正では、不法投棄が発生しないよう行政の迅速な対応への手続きの簡素化、不法投棄者への罰則の強化など未然に防止する対策が強化されました。

しかし、残念ながら不法投棄が発生した場合、原因者に原状回復させることが原則ですが、投棄者不明又は資力が十分でなく原状回復ができない場合であっても、環境保全上問題のある不法投棄を放置する訳にはいきません。そこで最後の砦として、今回の法改正で、厚生大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設け、産業界から基金を出えんして貰い、また国から補助を受け、実際に不法投棄された産業廃棄物の原状回復事業を行う都道府県に対し、「基金」から資金の出えんを行う仕組みが作られたものです。

この指定する法人に、当財団が指定申請を行い、平成10年7月1日付で、厚生大臣から指定を受けたものです。

今後、推進センターに指定された趣旨を踏まえ、事業の実施を行って参りたいと考えております。厚生省、経団連はじめ関係各位の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

産業廃棄物適正処理推進センター の発足にあたって



厚生省水道環境部長
浜田 康 敬

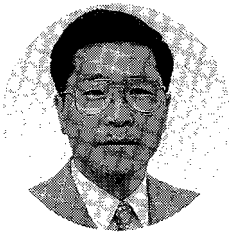
産業廃棄物適正処理推進センターの発足に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

最近の我が国における廃棄物処理の現状を見ますと、廃棄物の排出量の増大や質の多様化が進むなかで、不法投棄等の不適正処理が依然として跡を絶たないことから、国民の廃棄物処理への不信感が高まっている結果、ますます最終処分場等の廃棄物処理施設の確保が困難になるなど、このままでは生活環境や産業活動に重大な支障を生じかねないという状況にあります。このため、昨年の通常国会において廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性、安全性の向上や不法投棄対策等、廃棄物の適正処理を確保するための総合的な対策を講じるべく廃棄物処理法の改正が行われたところであり、一部を除いては昨年の12月及び本年の6月から施行されているところであります。

特に産業廃棄物の不法投棄については、平成5年度から平成7年度までの3年間で1年当たり平均約400件、投棄量にして約40万トンに達しています。その中でも投棄者が不明や資力不足の案件が全体の投棄量の約4分の1を占めておりますが、このような場合には原状回復の費用を回収できず、原状回復が進まない状況にあるため、都道府県が行う原状回復を支援する措置を講ずることが強く求められていたところであります。このため、投棄者不明等の原状回復について、その円滑かつ迅速な実施を図ることができるように、昨年の法改正において、都道府県が原状回復措置を行った場合にも、事後的に処分者等が判明したときは、当該処分者等に対して費用の負担を求めることができる制度が設けられました。これと併せて、事業者による適正処理の確保を図る自主的な活動を推進するための産業廃棄物適正処理推進センターを厚生大臣が指定し、同センターに事業者等の出えんによる基金を設け、原状回復措置を行う都道府県に対して、その求めに応じて資金の出えん等の協力を行うこととされました。

今般、産業廃棄物適正処理推進センターとして厚生大臣の指定を受けた財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、これまでも産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく指定法人として債務保証基金、起業化助成基金等を運営され、産業廃棄物の適正処理について多くの経験と深い知見を有しておられます。もとより、原状回復制度の円滑な運営に対する国民の大きな期待に応えることがセンターに課せられた重要な責務でありますので、同センターにおかれましては、今後、的確な業務運営にご尽力いただくようお願い申し上げますとともに、産業界の皆様におかれましても、こうした国民の期待にセンターが応えられますよう積極的なご支援をお願い申し上げます。

産業廃棄物適正処理推進センター の発足にあたって



(社) 経済団体連合会

参 与 太 田 元

1997年に廃棄物処理法が改正され、罰則の強化をはじめとする不法投棄対策が導入されたことに加え、本年6月より、投棄者不明又は資力不足の場合の不法投棄に係る原状回復制度が設けられることとなりました。

経団連では、かねてより、不法投棄問題の解決は、監視・取締りの徹底や罰則の強化等を通じ、その根絶に最善の努力が払われるとともに、不法投棄者の徹底究明に努めることが原則であると主張してきました。先の改正で、こうした主張が受け入れられ、種々の不法投棄対策が盛り込まれたことを踏まえ、投棄者不明又は資力不足の場合の不法投棄事案により地域の生活環境に支障が生じないように、行政による応分の負担を前提に、産業界としても社会的責任の観点から、原状回復制度の構築に協力することとした次第であります。

この結果、原状回復制度の具体的な仕組みとして、国が指定した「産業廃棄物適正処理推進センター」内に国と産業界の出捐による基金を設け、都道府県が原状回復の措置を講じた際の事業費の4分の3（残り4分の1は都道府県が負担）を当該基金より拠出することとなりました。（財）産業廃棄物処理事業振興財団は、過日、同センターとしての指定を受け、原状回復事業の運営を担われることになった訳であります。

（財）産業廃棄物処理事業振興財団は、産業廃棄物の処理施設の整備・拡充に向けて、経団連と厚生省が協力して、92年に設立して以来、債務保証業務、起業化助成事業、調査研究などの面で多くの実績を挙げてきましたが、今般、新たに「産業廃棄物適正処理推進センター」としての活動が加わりました。これにより、廃棄物が適正に処理されるための施設整備に加え、適正処理の枠から外れてしまったものの浄化事業にも協力することになり、産業廃棄物の適正処理に向けて、ますます重要な役割を担うものと期待されています。

原状回復事業は今年度の下半期から開始されることとなりますが、これに先立ち、原状回復基金から浄化費用を拠出する際の審査ルールの策定をはじめ、検討すべき事項が山積しています。経団連としては、同基金への出捐を産業界に広く呼びかけるとともに、センターの運営に積極的に協力していきたいと考えております。

以上

不法投棄の撲滅と処理施設の 設置促進を目指して



（社）全国産業廃棄物連合会
会長 國中 賢吉

このたび貴財団が産業廃棄物適正処理推進センターに指定され、原状回復基金を発足されることになり、当連合会は産業界の一員として応分の拠出をすることに致しました。基金が有効に運用され、速やかに原状回復措置が実行されることを期待します。

不法投棄の大部分は排出事業者自らとその委託を受けた無許可の請負者によるものです。ところがマスコミの無理解で安易な報道により、多くの国民が「不法投棄者＝産業廃棄物処理業者」というイメージを抱くようになりました。さらに「産業廃棄物処理＝不法投棄」とまで思われているようです。

その結果、産業廃棄物の処理施設に対する理解が得られず、施設設置がますます困難になっています。加えて行政は法律を超えた行政指導を行い、立地条件を無視した画一的な住民同意を求め続け、他県からの搬入規制を強めて、処理業の事業展開を妨げています。また、金融機関の貸渋りが強まる中、政府系金融機関の柔軟な対応が図られず、資金面でも施設設置を難しくしています。

このような状況が改善されなければ、処理施設ができなくなり、行き場を失った廃棄物がさらに不法投棄されるという事態が生じかねません。産業廃棄物の適正処理を推進するには、不法投棄の撲滅と処理施設の設置促進が必要不可欠であるゆえんです。

当連合会では従前から厚生省や警察庁と協力して不法投棄の防止活動に取り組んで参りました。全国の産業廃棄物協会は行政や警察と協力して、不法投棄防止のための啓発活動や会員企業のボランティアによる原状回復活動を進めています。これらの活動を通して、企業や住民の方々に適正処理と産業廃棄物処理業者への正しい理解を求めてきました。

原状回復基金が各都道府県における活動を支援する方向で運用されることを期待しています。同時に貴財団の債務保証や起業化助成などの業務を通して、産業廃棄物処理施設の設置促進と処理業者の育成にご協力いただきますよう心から希望致します。

「適正処理推進センター」の 発足にあたって



建設九団体副産物対策協議会
会 長 坂 本 健 次

当財団が、「産業廃棄物適正処理推進センター」の指定を受けられて、不法投棄原状回復のための基金から撤去費の出捐等を行う業務にあたることになり、基金の大口出捐団体である建設九団体副産物対策協議会としても、当センターがその設立趣旨に沿って適正に運営されるよう大いに期待しています。

ところで、産業廃棄物処理をめぐる問題として、処理施設や不法投棄等による環境汚染が住民の不信感を増大させ、最終処分場の建設反対、地元同意要件等の要綱規制、最終処分場の受入逼迫となり、それがまた不法投棄をもたらすということが指摘されています。原状回復のための基金の設立は、周辺住民の生活環境保全とともに、こうした悪循環を断ち切るための総合的な対策の一翼を担うものとして大変意義のあることであります。

また、この制度は産業廃棄物が広域的に処理されている実態を踏まえて全国的な制度として、そして不法投棄の原状回復を行って国民の不信感を払拭していくための社会システムとして、行政側と民間側が協調して構築するものであり、民間側からの出捐は、法定ではなく産業界が社会貢献の立場から自主的に拠出することとなっています。

当協議会では、こうした意義や意味合いを十分に認識して、自主的拠出に前向きな姿勢で臨んでいますが、その分担割合を取り決めるところで関係者の苦心がありました。

投棄者不明等の不法投棄のデータについては、関係者を納得させ得るものがなく、唯一の資料として、厚生省の平成5～7年度の全国で放置されてきた不法投棄の実態調査しかなく、それによれば基金の対象になるような不法投棄は、建設系のものが約9割、その他の産業界系のものが残り1割となっています。このデータに基づいて、建設系について当協議会だけで担うべきかどうか、大いに議論の分かれたところでもあります。オール産業界に向けられた社会的貢献の立場からの任意の拠出について、特定の業種に偏り過ぎるのは如何なものかという点です。そもそも産廃の不適正処理をめぐる問題の起因する所は複雑であり、多面的に対応すべき点が多々あるということでもあります。

それでも、経団連をはじめとして、産廃処理業界、その他関係者の互譲のご努力もあり、ようやく見通しが立って、この度、基金の発足に至った次第です。

今後、基金の運営を進める適正処理推進センター運営協議会では、苦心した自主的拠出の重さを十分に受け止め、実態をよく把握して、結果的に捨て得を容認することのないよう厳正かつ的確な運営を図り、もって総合的対策のもとで不法投棄が確実に減少していくよう念願するものであります。

産業廃棄物適正処理推進センター 指定までの経緯と概要

1 経 緯

産業廃棄物の不法投棄は跡を絶たない状況にあり、平成7年度の投棄件数は約680件、投棄量は44万tとなっています。これらの不法投棄は生活環境保全上の大きな問題であり、合せて周辺住民に産業廃棄物処理に対する不信感を生じさせております。

このような不法投棄を未然に防止するとともに速やかな原状回復の措置を図るため、今回の廃棄物処理法改正においては、次のような対策が新たに強化されました。

- (1) マニフェスト制度の全産業廃棄物への拡大
- (2) 罰則の強化
- (3) 原状回復のための措置

ア. 原因者による迅速な原状回復への行政
の手續の簡素化

イ. 原状回復基金

不法投棄対策としては上記(1)及び(2)の未然防止対策が最も重要であることは言うまでもありませんが、投棄者不明等の場合に原状回復が迅速かつ円滑に行えるよう、資金を手当とする原状回復基金の設置についてもかねてから必要とされてきたものです。

不法投棄原状回復制度に関する改正廃棄物処理法の規定は、本年6月17日から施行され、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「推進センター」という。）を指定し、同センターに基金

を設け、都道府県等を支援することになりました。

当財団においては、法施行に先立ち推進センターの指定を受けるべく諸準備をすすめ、本年3月下旬に開催した理事会、評議員会において推進センター指定に係る事業等を盛り込んだ寄附行為の変更案を議案として審議し、承認されました。

さらに、本年6月24、25日に開かれた評議員会、理事会において、

- (1) 財団の推進センター指定申請
- (2) 推進センターの業務内容を加えた業務方法書の変更
- (3) 平成10年度事業計画および収支予算の変更
- (4) 推進センター業務実施のための事務処理規定の変更

について議案として審議、承認されました。

上記の案件に加え、3月に承認された寄附行為の変更を加え、6月26日に厚生大臣宛に認可、変更申請を提出、7月1日付の厚生大臣名の推進センター指定書が、7月3日厚生省浜田水道環境部長から太田理事長に手渡され、ここに晴れて推進センターのスタートが切られました。合せて、寄附行為等の変更認可書が7月1日付で交付、続いて推進センターの指定に伴い、センターに係る平成10年度事業計画および収支予算につき、厚生大臣宛に認可申請書を提出、7月14日付で認可、センターの業務が進められることになりました。

2 推進センターの概要

(1) 推進センターの位置づけは、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34条の法人であって(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものに、その申請により、全国を通じて1個に限り指定されます。

(2) 推進センターの事業

ア 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、産業廃棄物の撤去等の実施、資金のえんその他の協力。

イ 事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者に対する助言、指導、情報の提供及び研修の実施

なお、平成10年度に限り、改正廃棄物処理法の施行日以前に不適正に処分された産業廃棄物を生活環境の保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等の原状回復事業（国庫補

助金20億円）への補助事業を行う。

(3) 産業廃棄物適正処理推進基金

基金は産業界からのえんと国庫補助金により造成し、本年度は産業界から2億円、国費1億円あわせて3億円を予算化しています。

(4) 適正処理推進センター運営協議会

運営協議会は、産業廃棄物適正処理推進事業を適切かつ円滑に運営するために設けるもので、理事長が付議する都道府県等が行う原状回復事業への協力の方法、手続き、さらに事業者に対する助言、指導、情報の提供の方法について、調査、審議しその結果を報告することとしております。

構成は関係者のなかから委員15名程度を理事長が委嘱することにしております。

(5) 組織

推進センターの業務を実施するにあたり、極力、既存の組織体制を活用する方針のもと財団の事務局を構成する一つの部である計画部を適正処理推進部に変更し、既存の業務にあわせて効率的な事業執行を目指すことにしています。



推進センター指定書が厚生省浜田水道環境部長（右）より太田理事長に交付される。

寄附行為および業務方法書の変更

推進センター業務の実施にあたり財団の寄附行為および業務方法書を変更いたしましたので、

主な変更部分について次のような新旧対照条文を添付いたします。

主な変更条文と、アンダーラインが変更部分です。

産業廃棄物処理事業振興財団寄附行為の一部改正新旧対照条文

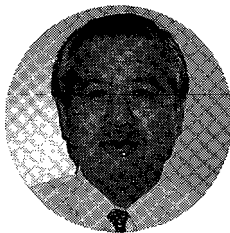
改 正 後	改 正 前
第1章 総 則 (名称) 第1条 本財団は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と称する。 2 本財団の略称は、「<u>産廃振興財団</u>」とする。 略 (目的) 第3条 本財団は、産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することにより、産業廃棄物の排出事業者の支援、産業廃棄物処分業者の育成及び産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (業務) 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号。以下「<u>産業廃棄物特定施設整備法</u>」という。)第17条各号に掲げる業務 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「<u>廃棄物処理法</u>」という。)第13条の13各号に掲げる業務(以下「<u>産業廃棄物適正処理推進事業</u>」という。) (3) その他本財団の目的を達成するために必要な事業 (業務方法書) 第5条 本財団は、前条に規定する事業の実施の際、業務方法書を作成し、理事会の議決を経て、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 2 前条第1号の業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保証する債務 (2) 被保証者の資格 (3) 保証の範囲 (4) 被助成者の資格 (5) 助成の内容 (6) 助成基準 (7) 債務保証基金を取り崩す場合の方法 (8) その他業務の執行に必要な事項 3 前条第2号の業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 (1) 事業者に対する助言、指導、情報の提供及び研修等の方法 (2) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対する協力の方法及び手続 (3) その他業務の執行に必要な事項 略 第6章 企画・運営委員会及び適正処理推進センター運営協議会 (企画・運営委員会) 第48条 本財団の事業(産業廃棄物適正処理推進事業を除く。)の適切かつ円滑な運営を図るため、企画・運営委員会を置く。 2 1 現行どおり。 3 4 委員長及び委員には、第33条、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「委員長及び委員」と読み替えるものとする。	第1章 総 則 (名称) 第1条 本財団は、財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団と称する。 略 (目的) 第3条 本財団は、産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより、産業廃棄物の排出事業者の支援、産業廃棄物処分業者の育成及び産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 産業廃棄物の処理施設(以下「<u>産業廃棄物処理施設</u>」という。)の整備の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業に必要な資金の借入れに係る債務保証 (2) 産業廃棄物処分業者等に対してこれらの者が行う産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金の交付 (3) 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料の収集及び提供 (4) 産業廃棄物の処理に関する調査研究 (5) 産業廃棄物の処理に関する産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対する研修若しくは指導 (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業 (業務方法書) 第5条 本財団は、前条に規定する事業の実施の際、業務方法書を作成し、理事会の議決を経て、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保証する業務 (2) 被保証者の資格 (3) 保証の範囲 (4) 被助成者の資格 (5) 助成の内容 (6) 助成基準 (7) 債務保証基金を取り崩す場合の方法 (8) その他業務の執行に必要な事項 略 第6章 企画・運営委員会 (企画・運営委員会) 第45条 本財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、企画・運営委員会を置く。 2 企画・運営委員会は、理事長が付議する次の事項について調査、審議し、その結果を理事長に報告するものとする。 (1) 特定債務保証事業及び一般債務保証事業の対象とする産業廃棄物処分業者等及びプロジェクトの選定 (2) 助成事業の対象とする産業廃棄物処分業者等及びプロジェクトの選定 (3) その他本財団の事業の遂行に関する事項 3 企画・運営委員会は、委員長1名及び委員15名以内をもって構成し、企業経営、財務管理、産業廃棄物処理等に関して専門知識を有する者のうちから理事長が理事会の同意を経て委嘱する。 4 委員長及び委員には、第30条、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「委員長及び委員」と読み替えるものとする。

改 正 後	改 正 前
5 現行どおり。 (適正処理推進センター運営協議会) 第49条 産業廃棄物適正処理推進事業の適切かつ円滑な運営を図るため、適正処理推進センター運営協議会を置く。 2 適正処理推進センター運営協議会は、理事長が付議する次の事項について、調査、審議し、その結果を理事長に報告するものとする。 (1) 事業者に対する助言、指導、情報の提供及び研修等の方法 (2) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対する協力の方法及び手続き (3) その他業務の執行に必要な事項 3 適正処理推進センター運営協議会は、委員長1名及び委員15名以内をもって構成し、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。 4 委員長及び委員には、第33条、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「委員長及び委員」と読み替えるものとする。 5 前各項に定めるもののほか、適正処理推進センター運営協議会並びに委員長及び委員に関し必要な事項は、理事会で定める。 略 附 則 1 この寄附行為の改正は、厚生大臣の許可のあった日から施行する。 2 平成10年度に限り、改正後の産業廃棄物処理事業振興財団寄附行為第16条の規定にかかわらず、産業廃棄物不法投棄等原状回復推進費補助金の施行の事業に係る収入及び支出を経理するため、「産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金特別会計」を置く。	5 前各項に定めるもののほか、企画・運営委員会並びに委員長及び委員に関し必要な事項は、理事会で定める。 略

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団業務方法書改正新旧対照条文

改 正 後	改 正 前
略 第5章 適正処理推進事業 (事業者に対する助言・指導) 第48条 財団は事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導に関する次の業務を行うものとする。 ①点検又は改善のための指針の作成 ②処理技術に係る相談 ③その他 (事業者に対する情報の提供) 第49条 財団は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する次の情報を収集し、これを事業者提供提供するものとする。 ①取扱う産業廃棄物の種類に応じた処理業者 ②その他 (事業者等に対する研修) 第50条 財団は、産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対する研修として次の業務を行うものとする。 ①処理施設の見学 ②適正処理に関する研修会の実施 ③その他 (啓発活動及び広報活動) 第51条 財団は、産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動として次の業務を行うものとする。 ①刊行物の発行 ②講演会の開催 ③その他 (不法投棄産業廃棄物除去事業に対する協力) 第52条 財団は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の6に規定する都道府県知事等からの協力要請が行われた場合は、適正処理推進センター運営協議会がその協力の可否、撤去の方法、産業廃棄物適正処理推進基金により手当する額等を審査する。 (不法投棄産業廃棄物除去事業の調査) 第53条 財団は、前条に規定する都道府県知事等からの協力要請に係る事前協議等があった場合には、書類等による調査その他必要な調査を行う。 (産業廃棄物適正処理推進基金の取り崩し方法) 第54条 産業廃棄物適正処理推進基金を産業廃棄物適正処理推進事業の経費に充てるために取り崩す場合において、寄附行為第10条第2項第1号に規定する財産のうち、その用途が廃棄物処理法第13条の13の特定の号に係る業務に指定されたものがあるときは、当該部分はあらかじめ指定された号に係る業務の経費に充てる場合でなければ、これを取り崩してはならない。 (その他) 第55条 第48条から前条までに定めるもののほか、適正処理推進事業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 以下略	略 以下略

千葉県における不法投棄 産業廃棄物の撤去事例の 紹介と実務上の諸問題



千葉県環境部産業廃棄物課

監視指導室長 鈴木重芳

1 はじめに

千葉県は、美しい海岸線やなだらかな山々、温暖な気候など自然の恵みを受けた豊かな地域ですが、近年、東関東自動車道等を初めとする幹線道路網が整備され非常に便利になった反面、首都圏に位置していることから、これら道路を利用し膨大な量の産業廃棄物が運び込まれ、一部では不法な埋立てや野焼きが行われている。

県としても、これら不法行為を手をこまねいて静観しているわけではなく、あらゆる手段を講じその防止対策を行っているが、結果として成果が上がらなければ、行政の責任が強く問われることとなる。

日本の空の表玄関、成田市に大量の産業廃棄物が不法に投棄された事件がありましたが、昨年、これを官民合同で撤去した事例について紹介します。

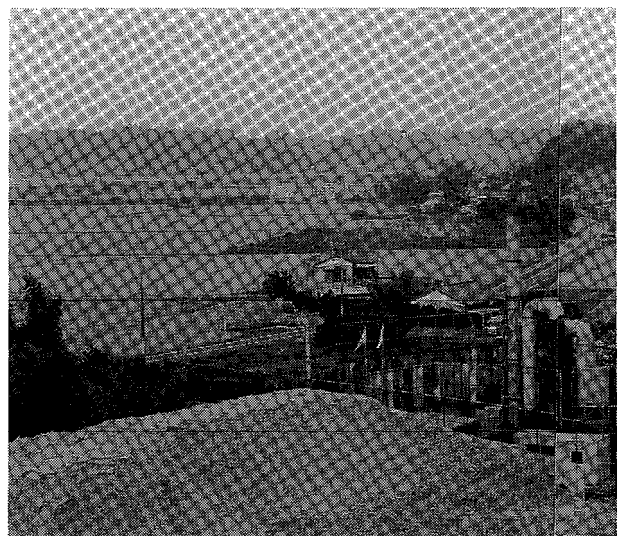
2 概要

成田空港の北5キロの地点に今回問題となった産業廃棄物の投棄場所がある。この地区は、飛行コースの直下に当たり、騒防法の騒音第1種地

域に指定されている。

この地区に産業廃棄物の不法投棄という事態が発生した。

平成7年7月、ある解体業者がすでに倒産した業者によって平成元年に設置されていた焼却炉を使用し、自社の家屋解体物の処理を行いたいとし、長い間風雨にさらされていたのでとりあえず一か月間の試運転計画を地元の保健所に提



出し、木くず等の焼却が始まった。

当初は、焼却を行っていたが、そのうち建設廃材や金属くず等焼却不可能な廃棄物の搬入も始まり、後日の撤去で判明したが、墓石も5体出てくるなど、廃棄物なら何でも受け入れていたのである。県としても自社処分には、量も多いし何度となく搬入中止の指導を行ってきたが聞き入れることもなく停止されるまでの間約1年間で高さ7～8m、約20,000 m³の廃棄物が堆積された。

搬入が完全に止まったのは、平成8年5月の連休明けである。何回となく搬入中止を呼びかけ、その都度了解したかのようにふるまっていたが、一向に搬入を止めないため、ついに搬入路に職員が張り付き車両の搬入を止めたのである。

一方、堆積された廃棄物の山は、火災が発生して常に白煙がたちこめ、市の消防による消火が何回となく行われた。

また、悪臭、飛散等周辺環境に大きな影響があったことは言うまでもない。

さらには同年6月、隣接する民家の井戸から黒い異物が検出され、検査の結果マンガンと判明したが、同時に基準以上のひ素も検出されるなど堆積廃棄物が原因との見方がされ、八方塞が

りの状態であった。

このような中、平成8年8月25日号の月刊誌「ヴェーズ」に、成田市内に医療廃棄物30トンが投棄されているとの記事が掲載された。

この事件は、そもそも青森県内で発生した医療廃棄物投棄事件で逮捕された被告が裁判の場で述べたものであるが、千葉県にとっては「寝耳に水」、ただちに成田市の現場に出向き当時不法行為を行っていた関係者を現場に呼び事情を聞くと、確かに捨てられているとのこと。この辺を掘るとかならず出てくるということであった。

県としても放置しておくわけにも行かず、医療廃棄物を撤去し適正に処分したが、突然のことであり撤去の予算もないことから、県職員が中心となり、暑さと体の中までしみつくほどの悪臭の中、作業は3か月間も続けられた。

3 撤 去

医療廃棄物については撤去したが、現場にはまだ約20,000 m³の「産廃の山」が残ったままである。

県は、不法行為者に対し廃棄物処理法に基づく措置命令を発し、全ての廃棄物の撤去を求めた。その後戒告を行い、何回かの催告を行った



千葉県成田市の撤去現場

が一向に命令に従う意志が見られないことから、緊急避難措置として撤去をすることとした。

まず撤去するには、撤去に要する費用と廃棄物の処分先を確保する必要がある。

処分方法としては

- ① 堆積された廃棄物は、木くずや紙くずが混入しているため、全部を管理型に最終処分する
- ② 廃棄物を分別し、減量化、再資源化を図りながら種類に応じて適正に処分する

の2点を検討した結果、①については経費もかかるし全ての廃棄物を引き受けてくれる処分場がないことから、②の方法により処分場を確保することとした。

廃プラスチック類	安定型最終処分
木くず・紙くず	焼却処分(成田市焼却場)
金属	スクラップ
廃タイヤ	中間処理(切断)
建設廃材	中間処理(破碎)
混合廃棄物(土砂混入)	管理型最終処分

廃プラスチック類については、焼却か埋立てかでかなりもめたが、最終的には、ダイオキシン等の問題もあり、埋立て処分という形で落ち着いた。

木くずや紙くずについては、地元成田市の焼却場で処分、金属はスクラップ、建設廃材や廃タイヤは中間処理施設でそれぞれ処分することとしたが、問題はスケルトンやウォークスクリーンにより分別した残渣の処分先であった。微細な木くず等が土砂に混入していることから管理型の処分場を確保せざるを得なかった。

一方、処分に要する費用であるが、堆積量や廃棄物の種類についてはある程度把握は出来ていたものの種類毎の量が不明なため、大まかな分類をし費用等の積算を行った。その結果、撤去作業は5ヶ月、費用は2億5千万円として実施することとなり、平成元年に創設した千葉県環境保全対策基金、(社)千葉県産業廃棄物協会、

地元成田市にも負担を求め官民合同で撤去することとした。

千葉県	40 % 1億円
成田市	40 % 1億円
(社)千葉県産業廃棄物協会	10 % 2千5百万
千葉県環境保全対策基金	10 % 2千5百万

次に、撤去作業を行う業者の選定であるが、産業廃棄物処理業者であること、県内に事業所か支店があること、長期間分別等の作業が出来ること等を条件に、(社)千葉県産業廃棄物協会に数社の推薦をお願いし、そのうちの一社を県が選定した。

また、作業員の駐車場や搬出車両の待避場所については、地区住民の協力によりなんとか確保が出来た。

一方、現場のすぐ近くに2戸の民家があり、撤去作業中は、騒音や粉じんの飛散等の影響を考慮し、撤去が終了するまでの間市営住宅を斡旋するなどし、平成9年7月30日撤去作業が開始された。

4 問題点

撤去作業は、7月の作業開始以来休暇は日曜日だけというハードスケジュールであったが、幸い天候にも恵まれ予定通り5か月間で無事終了した。

この撤去で数々の問題が提起された。

- 1) 廃棄物の堆積量や種類毎の量の把握が困難であったこと

正確な量が不明なため処分費用が当初設計した金額を若干超過した。

- 2) マニフェスト伝票の発行者

法律の義務付けはないものの、今や全ての処分業者がマニフェスト伝票を使用している。しかし、不法投棄物は排出事業者を特定することは出来ないため、マニフェスト伝票を発行する該当者が無かったが、特例として県が責任者となることで決着した。

3) 廃棄物処分場の確保

不法投棄物の撤去は、処分先が確保出来ればほぼ完了したようなものである。

撤去費用は撤去の意志の問題であり当然処分先が無ければ費用の確保はあり得ない。

今回の撤去で一番苦勞したのが、土砂の処分先である。

当初土砂は現場で整地することと考えていたが、この現場の場合は、分別するとどうしても細かな木くず等が土砂に混入されるため、これらを管理型として処分することとしたが、処理業者は、当初土砂の処分は困難とのことであったが、木くずや建設廃材、ガラス陶磁器くず等の混合廃棄物として処分することとして理解を求めていくなかで、何とか撤去先の確保ができた。

4) 跡地の管理

せっかく撤去したのにまた産廃が不法投棄されたら何にもならない。このためその後の監視が大切になるが、幸い成田市が、地元住民の福利厚生に利用するとして土地を購入し、地元住民にその管理を委託することとなり特に問題は生じていない。

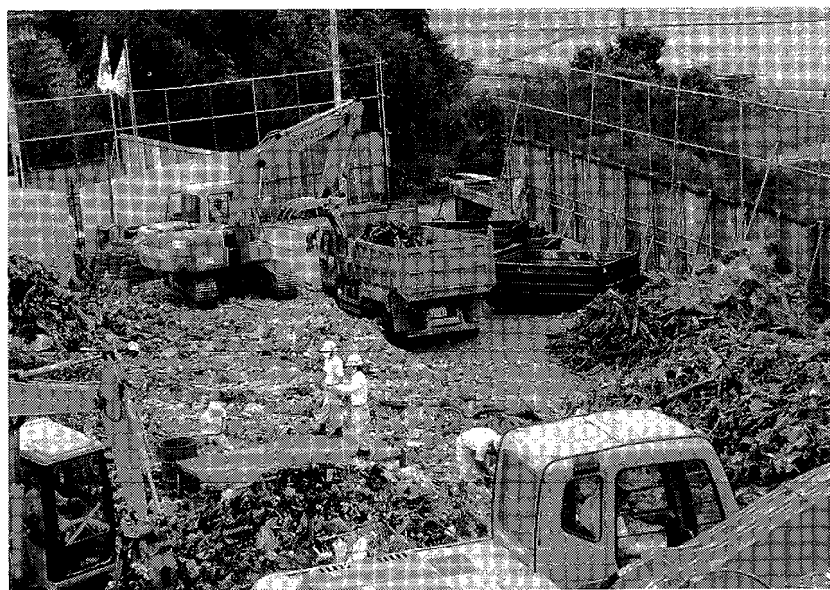
5 おわりに

「ゴミが金を呼ぶ、金がゴミを呼ぶ」ブローカー、地主、不法投棄業者が一体となってゴミで一儲けを企んでいる。やり方も悪質である。休日や夜間、早朝といった行政の監視の目が行き届かない時間をねらってやる。

また、他人の廃棄物を処理料金を徴して処分しながら自社処理と称し、堂々と処分している。これでは不法投棄がなくなるはずがない。

「千葉県を首都圏のゴミ捨て場にするな」千葉県警は、昨年5月から「房総半島クリーン作戦」を展開し、本年6月までの1年間で16件、65人を廃棄物処理法違反で検挙した。中でも2件については、現行犯逮捕という画期的な事案もあった。不法投棄を無くすにはどうしたらいいんだ。廃棄物行政に携わると必ず提起される問題である。

今回廃棄物処理法が改正され、不法投棄対策として罰則の強化が図られたが、相変らずの図式はそうすぐには変わらないのではないだろうか。行政がまた司法がそれぞれの立場で今以上に頑張るしかない。



撤去現場における選別作業

行政情報

廃棄物処理法に基づく 省令等の改正の概要

経 緯

平成9年6月に改正された廃棄物処理法では、廃棄物の焼却施設及び最終処分場の設置者を対象に、施設に搬入された廃棄物の種類、量や維持管理データ等を記録して、地域住民等の生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じ閲覧することを制度化したところですが、6月16日に公布した廃棄物処理法施行規則（厚生省令）の改正により記録・閲覧に関する詳細事項を定めました。

また、最終処分場については、昨年11月に行われた中央環境審議会答申「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」（第一次答申）の中の最終処分場の基準の見直しに係る提言及び昨年10月に行われた生活環境審議会廃棄物処理部会廃棄物処理基準等専門委員会報告を受けて、「一般廃棄物の最終処分場及び産業処理物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令」（総理府、厚生省の共同命令）を公布し、①廃棄物処理法に基づく最終処分場の構造・維持管理基準の強化・明確化、②昨年6月の廃棄物処理法改正により必要となった最終処分場の廃止の確認を行うための基準の設定を行いました。

これらの省令及び命令は本年6月17日から施行されています。その概要は次のとおりです。

第1 改正法の第2次施行

（廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度）

記録・閲覧の制度の概要

（1）対象施設

①一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設

（新設及び既設）

②一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場

（新設及び既設）

（2）閲覧を求めることができる者

施設の維持管理に関し、生活環境の保全上利害を有する者

（3）記録・閲覧の方法

①記録を採り、これを備え置くまでの期限
翌月の末日まで

（点検又は措置を行った場合は、これを行った月の翌月の末日）

（測定を行った場合は、結果が得られた月の翌月の末日）

②記録を備え置く場所

当該の廃棄物処理施設

（施設に備え置くことが困難である場合は、設置者の最寄りの事務所）

③閲覧の期間

3年間

④記録する事項

〔焼却施設〕

・処分した廃棄物	・各月ごとの種類及び数量
・燃焼ガス温度 ・集じん器に流入する燃焼ガスの温度 ・排ガス中のCO濃度	・測定を行った位置 ・測定結果が得られた年月日 ・測定結果
・冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	・除去を行った年月日
・排ガス中のダイオキシン類濃度 ・排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 (硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るもの)	・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果

〔最終処分場〕

・処分した廃棄物	・各月ごとの種類及び数量
・周縁地下水の水質検査 ・放流水 “ ・浸透水 “	・採取した場所 ・採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果
・周縁地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置 ・浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置（安定型のみ）	・措置を講じた年月日 ・措置の内容
・遮水工 の点検 ・擁壁 “ ・調整池 “ ・浸出液処理設備 “ ・外周仕切設備 “ ・内周仕切設備 “ ・覆い(遮断型のみ) “	・点検を行った年月日 (機能低下又は損壊のおそれ若しくは機能の異常が認められた場合) ・措置を講じた年月日 ・講じた措置の内容
・展開検査	・各月ごとの実施回数 ・安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日

第2 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正

命令改正の概要

1. 構造基準及び維持管理基準の強化

(1) 一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

①遮水工の要件の強化・明確化

- (a) 遮水層の二重化(粘土等の層と遮水シートの組み合わせ、二重シート)
- (b) 基礎地盤の整備(遮水層の損傷を防止できる強度を有し、平らであること)
- (c) 遮光性のある不織布等による遮水層の保護
- (d) 不透水性地層を用いる遮水工の要件の明確化(不透水性地層の要件、鉛直遮水工)

②遮水工の損傷を防止するため、砂等で覆うことにより遮水工を保護

③地下水により遮水工が損傷するおそれのある場合の地下水集排水設備の設置

④埋立地からの保有水等の排水機能の強化(調整池の設置等)

⑤放流水の水質検査について、検査項目、検査方法及び検査頻度を明確化

⑥放流水に係る排水基準を強化

⑦最終処分場周縁の地下水の水質検査について、検査項目、検査方法及び検査頻度を明確化。水質が悪化した場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずることを義務付け。

⑧埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存

(2) 遮断型最終処分場

①外周仕切設備を水密性を有する鉄筋コンクリート製とし、遮断の効力を強化

②コンクリート内壁を遮水、腐食防止の効力

をもつ材料で被覆

- ③目視等により点検出来る構造とすること
- ④最終処分場周縁の地下水の水質検査について、検査項目、検査方法及び検査頻度を明確化。水質が悪化した場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずることを義務付け。
- ⑤埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存

(3) 安定型最終処分場

- ①擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合における埋立地内部の雨水等を排出する設備の設置
- ②搬入された廃棄物を埋め立てる前に搬入車両から降ろして拡げ、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認する展開検査の義務付け
- ③安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、浸透水の水質検査を義務付け。基準を超えた場合には、産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境保全上必要な措置を講ずることを義務付け。
- ④最終処分場周縁の地下水の水質検査の義務付け。水質が悪化した場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずることを義務付け。

2. 廃止基準の設定

(1) 共通事項

- ①構造基準に適合していること
- ②維持管理基準において義務付けられている一定の措置（悪臭や火災、害虫の発生を防止するための措置）が講じられていること
- ③最終処分場周縁の地下水を汚染していないこと
- ④現に生活環境保全上の支障が生じていないこと

(2) 一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

- ①埋立地の内部が十分に安定化していると認められること（保有水等の水質検査、ガスの測定、埋立地内部の温度の測定）
- ②土砂等により開口部が閉鎖されていること

(3) 遮断型最終処分場

- ①鉄筋コンクリートにより閉鎖されていること
- ②環境庁長官及び厚生大臣が定める措置が講じられていること

(4) 安定型最終処分場

- ①浸透水の水質、ガスの発生、埋立地内部の温度について、異常がないこと
- ②土砂等により開口部が閉鎖されていること

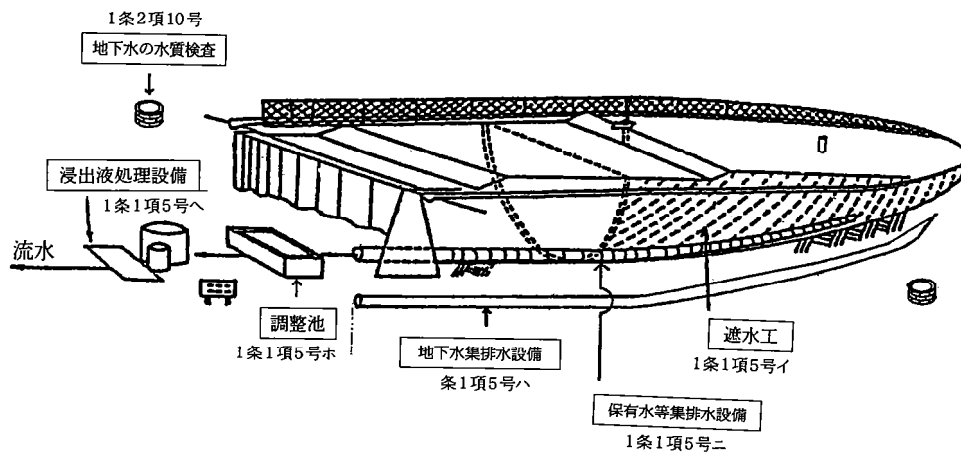
その他

既存の最終処分場に対する経過措置について

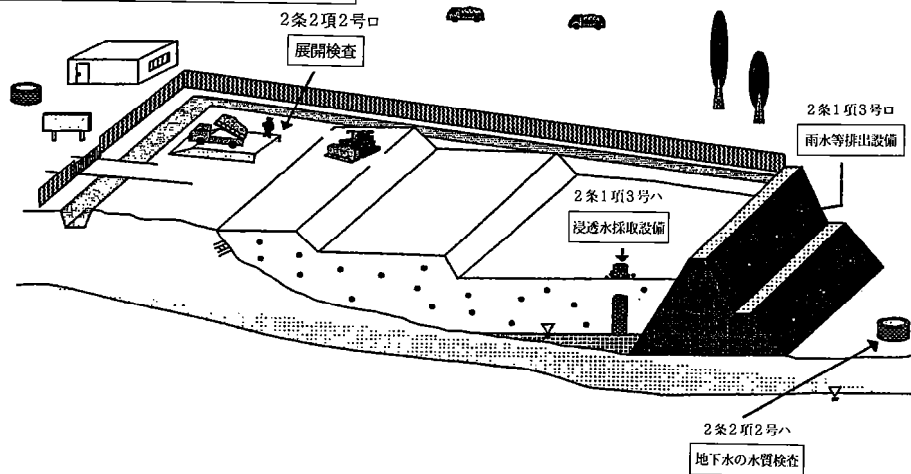
原則として、改正後の新基準を適用することとするが、直ちに新基準に適合させることが困難な場合には一定期間適用を猶予するとともに、新基準に適合させることが実態上困難な場合には適用しないこととする。

< 参考 >

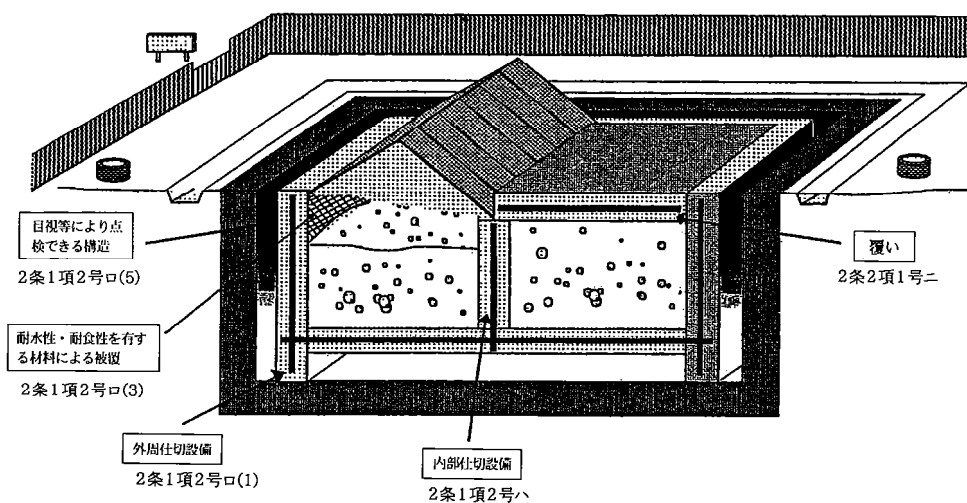
一般廃棄物及び産業廃棄物管理型最終処分場



産業廃棄物安定型最終処分場



産業廃棄物遮断型最終処分場



○最終処分場の構造基準の概要

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(総理府・厚生省令))

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一 廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける)	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ×
2) 入口の見やすい箇所に、最終処分場(遮断型最終処分場については有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場)であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	○	○	○	◎
3) 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	○	○	○	○
4) 廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ. 自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ. 廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	○	○	○	×
5) 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。 イ. 廃棄物の保有水及び雨水等(保有水等)の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。 (ただし埋立地の側面又は底面に、不透水性地層(厚さ5m以上、透水係数が $100\text{nm}/\text{秒}$ ($=1 \times 10^{-8}\text{cm}/\text{秒}$)以下の地層若しくはルジオン値1以下の岩盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層)がある部分については、この限りではない。)	◎	×	◎	×
(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。 (基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルに遮水シート又はゴムアスファルトが敷設されていること。)				
(イ) 厚さ50cm以上、透水係数が $10\text{nm}/\text{秒}$ ($=1 \times 10^{-8}\text{cm}/\text{秒}$)以下である粘土等の層に遮水シートが敷設されていること。				
(ロ) 厚さ5cm以上、透水係数が $1\text{nm}/\text{秒}$ ($=1 \times 10^{-7}\text{cm}/\text{秒}$)以下であるアスファルト・コンクリートの層に遮水シートが敷設されていること。				
(ハ) 不織布その他の物の表面に二重の遮水シート(二重の遮水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。				
(2) 遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。				
(3) 遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。				

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一 廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
ロ. <u>埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。</u> (1) <u>薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。</u> (2) <u>厚さ50cm以上、透水係数が$10\text{nm}/\text{秒}$ ($=1 \times 10^{-6}\text{cm}/\text{秒}$) 以下である連続壁が不透水性地層まで設けられていること。</u> (3) <u>鋼矢板が不透水性地層まで設けられていること。</u> (4) <u>イ(1)から(3)に掲げる要件。</u>				
ハ. <u>地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠(かんきょ)その他の地下水集排水設備を設けること。</u>				
ニ. <u>保有水等を有効に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠(かんきょ)その他の保有水等集排水設備を設けること。</u> (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、<u>腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合については、この限りでない。</u>)				
ホ. <u>保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。</u>				
ヘ. <u>保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。</u> ・<u>総理府令排水基準(BOD、COD、SSについては、それぞれ60、90、60mg/ℓ以下と強化)</u> ・<u>維持管理計画上の基準</u>				
6) <u>埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。</u>	○	×	○	○
7) <u>次の要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。</u> (1) <u>日本工業規格A1108(コンクリート圧縮強度試験方法)により測定した一軸圧縮強度が$25\text{N}/\text{mm}^2$以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35cm以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</u> (2) <u>自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全な要件を備えていること。</u> (3) <u>埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力、腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。</u> (4) <u>地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</u> (5) <u>目視等により点検できる構造であること。</u>	×	×	×	◎
8) <u>面積50m^2超又は容量250m^3超の埋立地は、7)(1)から(4)までの要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積が概ね50m^2超又は一区画の容量が250m^3超とならないように区画すること。</u>	×	×	×	◎
9) <u>擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合には埋立地内の雨水等を排出する設備が設けられていること。</u>	×	◎	×	×
10) <u>水質検査を行うための浸透水採取設備が設けられていること。</u>	×	◎	×	×

○最終処分場の維持管理基準の概要

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令））

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 <u>（閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと）</u>	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ×
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
7) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○	×
8) <u>廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。</u>	◎	×	◎	×
9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	○	×	○	×
10) <u>最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</u> イ. <u>埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。</u> ロ. <u>埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。</u> ハ. <u>埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。</u> ニ. <u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。</u>	◎ ◎ ◎ ◎	◎* ◎ × ×	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
11) <u>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎	◎
12) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	○	×	○	○
13) <u>調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</u>	◎	×	◎	×

*：電気伝導率、塩化物イオン除

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一 廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	◎ ○ ◎	× × ×	◎ ○ ◎	× × ×
15) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	○	×	○	○
16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	○	×	◎	×
17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	◎	×	◎	×
18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	◎	×	◎	×
19) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	◎	◎	◎	◎
20) 埋立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。	×	×	×	○
21) 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	○
22) 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	×	◎
23) 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	○
24) 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。	×	◎	×	×
25) 浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを月に1回(埋立終了後は3月に1回)以上、水質を測定・記録すること。	×	◎	×	×
26) 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。 (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合。	×	◎	×	×

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一 廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
(2) BOD又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/ℓ又はCODが40mg/ℓを超えている場合。				
27) 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	×	◎	×	×
28) 27) により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	×	◎	×	×

○最終処分場の廃止基準の概要

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令））

○適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一 廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
1) 廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	○	×	○	×
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	○	○	○	○
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1) 排水基準等 6月に1回以上 (2) BOD、COD、SS 3月に1回以上	○	×	○	×
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	○	○	○	×
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	○	×
9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	○	×
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	○	×	○	×

○適用、×適用無し

基 準 の 内 容	一廃	産 廃		
		安定	管理	遮断
11) <u>現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。</u>	○	○	○	○
12) <u>地滑り、沈下防止工及び外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。</u>	×	×	×	○
13) <u>外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。</u>	×	×	×	○
14) <u>埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。</u>	×	×	×	○
15) <u>地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。</u>	×	○	×	×
16) <u>浸透水の水質が次の要件を満たすこと。</u> ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD：20mg/ℓ以下	×	○	×	×

○一般廃棄物及び産業廃棄物管理型最終処分場の技術上の基準の経過措置

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基 準 の 内 容	施設設置済		設置許可申請済	施設変更許可後
	埋立中	埋立前		
【構造基準】	○	○	○	○
1) <u>埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（第二項第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。</u>				
5) <u>埋立地から浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。</u> イ <u>廃棄物の保有水及び雨水等（保有水等）の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工を設けること。</u> （1） <u>一定の要件を備えた遮水層を有すること。ただし、勾配が50％以上である基礎地盤で、内部水位が達しない場所については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルに遮水シートまたはゴムアスファルトを敷設した場合は、この限りでない。</u> （2） <u>遮水層の下部に必要な強度を有し、地盤面が平らに整地されている基礎地盤が設けられていること。</u> （3） <u>遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他が敷設されていること。</u>	◇	◇	◇	◇
ロ <u>埋立地（地下全面に、厚さ5m以上、透水係数が100nm/秒以下である地層があるものに限る。）は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。</u> （1） <u>当該地層までの地盤のルジオン値が1以下となっていること。</u> （2） <u>厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒以下である連続壁が地層まで設けられていること。</u>	×	×	×	×

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基 準 の 内 容	施設設置済		設置許可申請済	施設変更許可後
	埋立中	埋立前		
(3) 鋼矢板が地層まで設けられていること。				
(4) イ (1) から (3) までに掲げる要件				
ハ. 必要に応じ地下水の水圧による遮水工の損傷を防ぐため管渠（かんきょ）その他の地下水集排水設備を設けること。	×	×	×	×
ニ. 保有水等を有効に集め排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠（かんきょ）その他の保有水等集排水設備を設けること。	◇	◇	◇	◇
ホ. 保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。	×	×	×	×
ヘ. 保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。				
・総理府令の基準（BOD、COD、SSは強化）	△	△	△	○
・維持管理計画上の基準	×	×	×	○
【維持管理基準】				
5) 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	○	○	○	○
8) 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	○*	○	○	○*
	*：埋立済部分以外は適用			
10) 最終処分場の周縁の2以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。	○*	○*	○*	○*
	*：一年間は一カ所			
イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。	×	○	○	×
	*：埋立後以外は適用			
ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。	○	○	○	○
ハ. 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。	○	○	○	○
ニ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	○	○	○	○
11) 地下水等の水質検査の結果、水質が悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	○*	○	○	○*
	*：開始前との比較はできない。			
13) 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。				
14) 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。				
イ. 放流水の水質が次の排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	○	○	○	○
・総理府令の基準（BOD、COD、SSは強化）	△	△	△	○
・維持管理計画上の基準	×	×	×	○
ハ. 定期的に放流水の水質検査を次により行うこと。				
(1) 排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。	○	○	○	○
(2) 水素イオン濃度、BOD又はCOD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	○	○	○	○
16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	○	○	○	○
17) 埋立処分が終了した埋立地は、その表面を概ね60cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	○	○	○	○

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基 準 の 内 容	施設設置済		設置許可申請済	施設変更許可後
	埋立中	埋立前		
(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、 <u>遮水層の要件又はこれと同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。</u>)				
18) <u>覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</u>	○	○	○	○
19) <u>埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。</u>	○	○	○	○
【廃止基準】				
1) <u>廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池及び浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。</u>	◇	◇	◇	◇
2) <u>最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</u>	○	○	○	○
3) <u>火災の発生を防止するため必要な措置が講じられていること。</u>	○	○	○	○
4) <u>ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。</u>	○	○	○	○
5) <u>地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること及び基準に適合しないおそれがないこと。</u>	○	○	○	○
6) <u>集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で二年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準に適合していると認められること。</u> (1) 排水に係る基準 6月に1回以上 (2) BOD、COD、SS 3月に1回以上	○ * 1	○ * 1	○ * 1	○ * 1
7) <u>埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が二年間認められないこと。</u>	○	○	○	○
8) <u>埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。</u>	○	○	○	○
9) <u>埋立地の開口部が覆いにより閉鎖されていること。</u>	○	○	○	○ ○
10) <u>雨水が入らないよう必要な措置を講じられる埋立地の覆いについて、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</u>	○	○	○	○ ○
11) <u>現に最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境保全上の支障が生じていないこと。</u>	○	○	○	○

* 1 既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型産業廃棄物最終処分場については、平成10年12月16日までの間は保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる2回以上の、平成10年12月17日から平成11年6月16日までの間は6月以上の、平成11年6月17日から同年12月16日までの間は1年以上の、平成11年12月17日から平成12年6月16日までの間は1年6月以上の水質検査の結果とする。

○産業廃棄物遮断型最終処分場の技術上の基準の経過措置

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基準の内容	施設設置済		設置許可申請済	施設変更許可後
	埋立中	埋立前		
【構造基準】				
1) 入口の見やすい箇所に、有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	○	○	○	○
2)				
ロ 次の要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。				
(1) <u>日本工業規格 A1108 (コンクリート圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm² 以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断効力を有すること。</u>	◇	◇	◇	◇
(3) <u>埋め立てた産業廃棄物と接する面が耐水性及び耐食性を有する材料で十分に被覆されていること。</u>	◇	◇	◇	◇
(5) <u>目視等により点検できる構造であること。</u>	◇	◇	◇	◇
ハ 面積 50 m ² 超又は容量 250 m ³ 超の埋立地は、内部仕切設備により、一区画の面積が概ね 50 m ² 超又は一区画の容量が 250 m ³ 超とならないように区画すること。				
(1) <u>日本工業規格 A1108 (コンクリート圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm² 以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断効力を有すること。</u>	◇	◇	◇	◇
(2) <u>埋め立てた産業廃棄物と接する面が耐水性及び耐食性を有する材料で十分に被覆されていること。</u>	◇	◇	◇	◇
【維持管理基準】				
1)				
10) <u>最終処分場の周縁の 2 以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</u>	○*	○*	○*	○*
イ. <u>埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。</u>	×	○	○	×
ロ. <u>埋立開始後、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。</u>	○	○	○	○
ハ. <u>埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を 1 月に 1 回以上測定・記録すること。</u>	○	○	○	○
ニ. <u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。</u>	○	○	○	○
11) <u>地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</u>	○*	○	○	○*
ロ 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
ハ 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。				
(1) <u>日本工業規格 A1108 (コンクリート圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm² 以上の鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断効力を有すること。</u>	◇	◇	◇	◇
(3) <u>埋め立てた産業廃棄物と接する面が耐水性及び耐食性を有する材料で十分に被覆されていること。</u>	◇	◇	◇	◇

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基準の内容	施設設置済		申請済	設置許可	許可後	施設変更
	埋立中	埋立前				
ホ 区画毎に埋め立てられた廃棄物の種類・数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	○	○	○	○	○	○
【廃止基準】						
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	○	○
3) 火災の発生を防止するため必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること及び基準に適合しないおそれがないこと。	○	○	○	○	○	○
11) 現に最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○	○	○	○
1)						
イ 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	○	○	○	○	○	○
要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。	◇	◇	◇	◇	◇	◇
ロ 外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖されていること。	◇	◇	◇	◇	◇	◇
ハ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物及び外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。	○	○	○	○	○	○
【構造基準】						
3)						
イ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（閉鎖された埋立地においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。	○	○	○	○	○	○
ロ 必要に応じ埋立地の内部の雨水等を排出する設備が設けられていること。	×	×	×	×	×	×
ハ 水質検査を行うための浸透水採取設備が設けられていること。	△	△	△	△	△	△
【維持管理基準】						
2)						
19) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	○	○	○	○	○	○
イ 前項第三号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、閉鎖された埋立地においては、杭等により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	○	○	○	○	○	○
ロ 産業廃棄物を搬入する前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	○	○	○	○	○	○
ハ 最終処分場の周縁の2以上の場所から採取した地下水の水質検査を次により行うこと。	△	△	△	△	△	△
(1) 埋立開始前に地下水等検査項目を記録・測定すること。	×	○	○	○	×	*
(2) 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。	○	○	○	○	○	○

*：埋立後以外に適用可能

○産業廃棄物安定型最終処分場の技術上の基準の経過措置

○：適用 ×：非適用 △：1年後適用 ◇：現行基準を適用

基準の内容	施設設置済		設置許可申請済	施設変更許可後
	埋立中	埋立前		
ニ 地下水の水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	△	△	△	△
ホ 浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回以上水質を測定・記録すること。	△	△	△	△
ヘ 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入の中止その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。	△	△	△	△
（1）浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合しないこと。				
（2）浸透水に係るBODが20mg/ℓを超えていること。又はCODが40mg/ℓを超えていること。				
ト 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、杭等のその表面をおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	○	○	○	○
チ トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
【廃止基準】				
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
3) 火災の発生を防止するため必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること及び基準に適合しないおそれがないこと。 （ただし、埋立処分開始前の地下水質検査の結果、基準に不適合の場合は測定値が埋め立て前と比べて著しく上昇していると認められないこと。）	△	△	△	△
11) 現に最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○	○
2)				
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が二年間認められないこと。	○	○	○	○
8) 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	○	○
イ 必要に応じ埋立地の内部の雨水等を排出する設備が設けられていること。	×	×	×	×
ロ 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること及び基準に適合しないおそれがないこと。	△	△	△	△
ハ 浸透水の水質が次の状態となっていること。	△	△	△	△
（1）地下水等検査項目について基準に適合していると認められること。				
（2）BODについて20mg/ℓ以下となっていること。				
ニ 概ね50cmの土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	○	○

適正処理推進センターの指定申請を承認

—— 第22回 理事会開催 ——

財団の第22回理事会が6月25日、経団連会議室で開かれ、平成9年度の事業報告、収支決算報告および産業廃棄物適正処理推進センターの指定申請、業務方法書変更さらに一部役員等の選任が行われた。

主な内容は次のとおり。

1. 債務保証事業

- ・保証件数（一般債務）継続含め8件、金額64億72百万円
- ・特定施設整備促進全国担当者会議を松山市で開催。

2. 助成事業はフッ酸廃液からフッ化カルシウム回収再生利用施設の設置を行う日本エコロジー（株）に決定。

3. 振興事業は、前年同様、廃棄物処理展への出展、厚生省、環境事業団等からの受託調査の実施等

4. 収支決算については、事業報告に沿った各事業に係る決算報告がされ承認された。

5. 一部役員等の選任が行われ、次のように交代された。

顧問

（新）今井 敬 （社）経済団体連合会会長
（旧）豊田章一郎 前（社）経済団体連合会会長

理事

（新）岡部敬一郎 石油連盟会長
（旧）出光 裕治 前石油連盟会長
（新）千速 晃 （社）日本鉄鋼連盟会長
（旧）今井 敬 前（社）日本鉄鋼連盟会長
（新）松野 秀司 日本開発銀行理事
（旧）今井 穰 前日本開発銀行理事
（新）小林 正夫 日本製紙連合会会長

（旧）大國 昌彦 前日本製紙連合会会長
（新）國中 賢吉 （社）全国産業廃棄物連合会会長
（旧）鈴木 勇吉 前（社）全国産業廃棄物連合会会長
（新）金井 務 （社）日本電機工業会会長
（旧）中里 良彦 前（社）日本電機工業会会長
（新）三浦 昭 （社）日本化学工業協会会長
（旧）村田 一 前（社）日本化学工業協会会長

評議員

指定都市代表

（新）西尾 哲夫 奈良県生活環境部長
（旧）西浦 安博 前奈良県生活環境部長
企画・運営委員会

日本電機工業会

（新）野村 昭雄 シャープ環境技術部部長
（旧）渡邊 綱彦 三洋電機環境統括部環境マネジメントグループマネージャー

（社）全国産業廃棄物連合会

（新）國中 賢吉 （社）全国産業廃棄物連合会会長
（旧）鈴木 勇吉 前（社）全国産業廃棄物連合会会長

6. 産業廃棄物適正処理推進センター指定申請

7. 平成10年度事業計画、収支予算の一部変更

8. 業務方法書の変更、事務処理規定の改正について（6～8の内容については、別紙参照）

なお、理事会に先立ち、第16回評議員会が6月24日に開かれ、前述の各議案について審議、承認された。

日本エコロジー社に決定

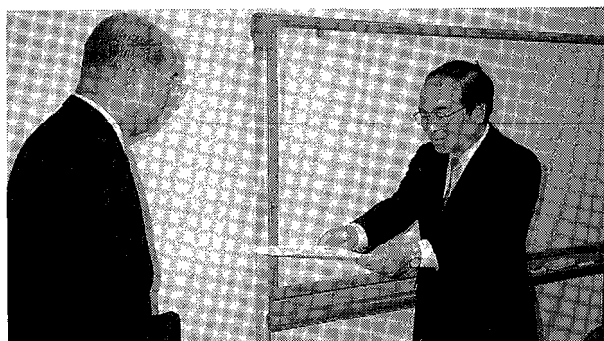
——平成9年度助成事業——

平成9年度助成対象事業として、日本エコロジー株式会社（本社：大阪市）の「フッ化カルシウムの回収施設の設置」（助成金額300万円）が決定しました。それに伴い、当財団の会議室で平成10年6月9日（火）午後3時から授与式を行いました。

授与式は竹内常務理事の開会の言葉、太田理事長、助成事業振興委員長の永田早稲田大学教授の挨拶の後、理事長から村瀬千弘代表取締役社長に交付証が手渡されました。村瀬社長から「今回、助成対象事業となったことは大変光栄。当社の基本理念は“処理からリサイクルへ”であり、この事業を成功させ、次のリサイクルへのステップとしていきたい。」との謝辞があり、この後、業界紙からの質問を受け、竹内理事の

閉会の辞により授与式を終了しました。

なお、今回の助成対象事業内容は「半導体産業などから排出されている低濃度フッ酸廃液からフッ素をフッ化カルシウム（蛍石）として回収するための施設設置」ですが、日本エコロジー（株）ではフッ化カルシウムの回収に関して、平成4年度から市場調査、平成5年度から技術開発の検討を行ってきており、平成9年に回収技術に目途がたち今年度に事業化を計画しています。



太田理事長（左）より助成事業承認書を受ける
日本エコロジー（株）村瀬社長

編集後記

この号で特集を組んだように、改正「廃棄物処理法」の二次施行で、不法投棄産業廃棄物除去、原状回復制度が発足する。

それぞれの排出事業者、またその委託を受けた者が自ら適正処理・処分すればなんら問題は起こらない。

ところが、一部不心得者がいるため本来関係のない者（国、都道府県、産業界）が金を出さねばならない羽目になっている。

環境保全のための社会的責務とはいえなにか

スッキリしないものを感じるのは私だけではないまい。

ここで、不法投棄を無くし、適正処理に向かわせる我々財団の従前からの機能－産業廃棄物処理施設の設置促進－がますます重要になってくるのは事実であり、又当財団が新しい推進センターの順調な運営に最善を尽くすのは当然であるとしても、人々の心のくもりが晴れるよう関係者の努力で近い将来この制度の存在が過去のものとなるよう希望したいものです。

（常務理事 竹内孝夫）

「産廃振興財団ニュース」 No.13 1998.8

発行日 平成10年8月25日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号（太陽堀留ビル5F）

TEL03-3639-9040 FAX03-3639-9038

印刷 ㈱環境産業新聞社

再生紙を使用しています。